

2019年8月23日

東京大学
理事 里見 朋香 殿

東京大学教職員組合
執行委員長 谷川 勝至



永年勤続表彰制度・感謝状贈呈制度についての申入書

今年4月1日の就業規則改定により、永年勤続表彰制度が廃止され、その代替措置として感謝状贈呈制度が定められました。東職は、この就業規則改定での団体交渉申入に際し、「永年勤続による「表彰」から「感謝状」贈呈への変更は従来の永年勤続表彰の格下げとも受け取られ職員のモチベーションの低下が懸念される」と反対の意見を述べました。この交渉で里見理事は、感謝状の対象者を有期雇用職員に拡大するとともに、これまでの対象者には実質的な変化がないとの見解を述べ、感謝状贈呈制度が実施されています。

しかし、7月9日付の教職員向けの通知「東京大学教職員の20年勤務者に対する感謝状贈呈制度について」では、「感謝状・記念品の贈呈にあたっては、教職員本人の申出及び所属部局長の推薦が必要」とされています。これまでの永年勤続表彰制度の対象者では、本人に通知され表彰されており、引き続き、これらの権利は維持されるべきです。

さらに通知では、注意点として「勤続期間の計算について、一の勤続期間と他の勤続期間の間に6ヶ月以上の空白期間（本学に雇用されていない期間）がある場合、通算されません」とあります。これでは、過去に本学がとってきた脱法的な”クーリング”を正当化するかのようなものです。

以上の現状認識にもとづき、今回の通知に対し、下記のとおり通知内容の是正を申し入れます。

記

- 勤続期間が20年に達した教職員には、直接本人に通知し、感謝状等を贈呈すること。
- 勤続期間について、育児休業期間、介護休業期間、いわゆるクーリングの期間は雇用継続であるとし、改めて通知すること。

以上